

# 第1回江見・鴨川統合中学校建設検討委員会会議次第

日時：平成19年8月1日（水）

午後2時から

場所：鴨川市役所 400会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状・任命書交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 役員選出
- 5 議事
  - (1) 統合中学校施設計画及び建設のコンセプトについて
  - (2) その他
- 6 閉会

## 江見・鴨川統合中学校建設検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鴨川市学校適正規模検討委員会による答申に基づき、鴨川中学校と江見中学校を統合して設置する中学校(以下「統合中学校」という。)の整備に関する諸問題について協議するため、江見・鴨川統合中学校建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 統合中学校の施設整備に関すること。
- (2) 統合中学校の管理運営方針に関すること。
- (3) その他統合中学校の整備に伴う諸問題に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地元自治会関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 識見を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 委員会は、所掌事務により専門部会を設けることができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を参考人として出席を求め、意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、鴨川市教育委員会学校教育課が処理する。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、平成19年7月19日から施行する。

#### (経過措置)

2 この告示の施行日以後最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成20年3月31日までとする。

鴨川市学校の適正配置及び幼保  
一元化の推進における基本方針

平成19年3月

鴨川市教育委員会

## 1 鴨川市学校適正規模検討委員会からの答申

本委員会は、本市の0歳から義務教育終了までの間のよりよい保育・教育環境の構築のため、「市が設置する幼稚園・小学校及び中学校の適正規模、適正配置」、「幼保一元化の推進」の大きくこの2点について検討をする教育委員会の諮問機関として昨年7月に設置されました。

委員は、市議会議員、学校・PTA関係者及び民間有識者の計15名で構成され、計9回開催された委員会会議における慎重な審議を経て、本年2月15日に検討結果を踏まえた答申書が提出されました。

その提言の概要は以下のとおりです。

### (1) 総括的事項

#### ① 小中学校の適正規模、適正配置について

ア 学校の規模別にそれぞれメリット、デメリットがあるが、ある程度の集団で生活出来る規模を満たすための学校の統廃合を推進していく。

イ 規模という観点からではなく、義務教育「6・3制」における課題として言われている「中一ギャップ」等の問題に対応するため、小学校から中学校へのスムーズな接続を図るための「小中一貫校」など、特色のある学校の設置を推進していく。

#### ② 幼保一元化の推進について

ア 幼稚園における預かり保育の実施など、市内のすべての4・5歳児が幼稚園教育を受けることができるような環境造りを推進していく。

イ 少ない園児数での運営が続いている幼稚園及び保育園については、ある程度の規模の園児数での運営が可能となるよう、園の統合を推進するとともに、「認定こども園」への移行も視野に入れ、総合的に検討していく。

### (2) 具体的な方向性

#### ① 中学校の適正規模、適正配置

ア 鴨川中学校と江見中学校を統合する。

施設は平成23年度の開校を目途に新たに建築することとし、建築場所については、市役所本庁北側の財団法人鴨川市開発公社所有地に加え、必要な面積を確保のうえ建築する。

イ 長狭中学校と長狭地区の3小学校を統合し、小中一貫校とする。

施設は、現在の長狭中学校の持つ広大な敷地を活用し、校舎を増築することとし、実施時期は、長狭地区の幼保一元化の完全実施の年度との関係から平成21年度を目途に開校する。

ウ 安房東中学校については、今後の生徒数の推移等を勘案しながら、現在実施している小中連携教育の取組等を通じ、地区の学校環境の整備について考え、教育効果を上げていくこととする。

#### ② 小学校の適正規模、適正配置

ア 江見地区の3小学校を統合する。

施設は、鴨川中学校と江見中学校との統合により空き施設となる現在の江

見中学校の施設を改修して活用することとし、実施時期は、鴨川中学校と江見中学校の統合後、速やかに実施する。

イ 長狭中学校と長狭地区の3小学校を統合し、小中一貫校とする。

(内容は、① 中学校・イのとおり)

ウ 鴨川小学校、東条小学校、西条小学校、田原小学校、天津小学校、小湊小学校については、今後の児童数の推移等を勘案し、小中連携教育の取組等を通じ、地区の学校環境の整備について考え、教育効果を上げていくことを目指すこととする。

### ③ 幼保一元化の推進

ア 江見地区

現在の太海幼稚園を増築し、従来の5歳児の幼稚園教育に加え、4歳児の幼稚園教育、4・5歳児の預かり保育を新たに実施する。

最終的には、地区の3小学校の統合により空き施設となる太海小学校施設を活用することにより、地区の3幼稚園と3保育園を統合し、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育を一体的に実施する。

実施時期について、太海幼稚園施設を活用した取組は、平成21年度を目途に実施することとし、太海小学校施設を活用した取組は、地区の3小学校の統合後、速やかに実施する。

イ 鴨川地区

西条地区においては、平成20年度を目途に、現在の保育園脇に園舎を建築し、複合施設として、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育を一体的に実施できる環境を整えることとし、新たに4・5歳児の預かり保育を実施する

鴨川・東条・田原の3地区については、幼稚園と保育園とがそれぞれ別の施設において、幼稚園では従来の4・5歳児の幼稚園教育に加え、新たに預かり保育を実施することとし、保育園においては0歳児から3歳児の保育及び1歳児から3歳児の延長保育を実施する。

実施時期について、鴨川地区においては平成19年度の試行を経て、平成20年度に実施することとし、東条・田原地区においては平成21年度を目途に実施する。

ウ 長狭地区

地区の3幼稚園と3保育園を統合し、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育を一体的に実施できる環境を整えるとともに、新たに4歳児の幼稚園教育と、4・5歳児の預かり保育を実施する。

施設については、現在吉尾保育園の敷地内で試行として実施しているが、将来的には小中一貫校の設置に伴い空き施設となる吉尾小学校施設を改修し、活用する。

実施時期については、平成18、19年度の試行を経て、平成20年度に3幼稚園を統合することとし、吉尾小学校施設を活用した幼保の一体化した取組は、小中一貫校開校後速やかに実施する。

エ 天津小湊地区

天津地区においては、幼稚園と保育園とがそれぞれ別の施設において、幼

稚園では、従来の5歳児の幼稚園教育に加え、新たに4歳児の幼稚園教育と4・5歳児の預かり保育を実施することとし、保育園においては0歳児から3歳児の保育及び1歳児から3歳児の延長保育を実施する。

小湊地区においては、小湊幼稚園とひかり保育園の施設が隣接していることから、施設の改修を実施し、複合施設として、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育を一体的に実施できる環境を整えることとし、新たに4歳児の幼稚園教育と4・5歳児の預かり保育を実施する。

実施時期について、小湊地区においては平成19年度の試行を経て、平成20年度に実施することとし、天津地区においては平成21年度を目途に実施する。

## 2 学校の適正規模・適正配置、幼保一元化の推進に係る基本方針

教育委員会では、上記の答申内容を踏まえ、施設の老朽化等に伴う児童・生徒等の安全面など、総合的に勘案し検討した結果、当面、以下の取り組みを最優先に推進していくこととしました。

### (1) 学校の適正規模・適正配置

#### ① 鴨川中学校と江見中学校を統合し、新たな中学校を設置します。

江見中学校においては、現在（平成 18 年度）単学級の学年が 2 学年存在しており、平成 22 年度から平成 24 年度の間はすべての学年が単学級となる見込みです。

また、生徒数も平成 23 年度には 100 名を割ることが見込まれ、学校の小規模化が進んでいくこととなります。

鴨川中学校においては、生徒数、学級数ともある程度の規模は維持していく見込みであるが、施設面、特に校舎の老朽化が著しく、今年度実施した耐力度調査の結果、基準点に満たないこととなったため、校舎を改築する必要があります。

このようなことから、鴨川中学校と江見中学校を統合することとし、平成 23 年度の開校を目途に推進することとします。

学校の設置場所は、施設利用の利便性、生徒の通学上の安全性などの観点から総合的に判断し、市役所本庁舎北側の財団法人鴨川市開発公社所有地に加え、必要な面積を確保の上建築することとします。

#### ② 長狭中学校と長狭地区の 3 小学校を統合した小中一貫校を設置します。

長狭地区の小学校は、現在（平成 18 年度）3 校とも児童数が 100 名に満たない規模となっており、主基・吉尾小学校は全学年が単学級、大山小学校においては複式学級の対象となる学年が存在し、解消措置がとられているが、平成 21 年度には複式学級の対象が 4 学年となり、複式学級は避けられない見込となっています。

このようなことから、地区の 3 小学校を統合することとし、学校の小規模化における対応を図るとともに、現在の長狭中学校の持つ敷地も含めた素晴らしい教育環境を最大限に活用し、「中一ギャップ」等現行の義務教育 6・3 制の課題に対処するため、長狭中学校の敷地内に校舎を増築し、平成 21 年度を目途に小中一貫校を設置することとします。

### (2) 幼保一元化の推進

#### ① 西条地区

現在の西条幼稚園の園舎は、昭和 35 年に建築された木造の建物で、老朽化が著しいことから早急に改築する必要があります。

このようなことから、平成 19 年度に現在の西条保育園の施設脇に幼稚園園舎を建築し、平成 20 年度に、地区の 0 歳児から 5 歳児の教育、保育を継続的・一体的に実施する複合施設として運営することとし、新たに 4・5 歳児の預かり保育を実施します。

また、将来的には認定こども園への移行も視野に入れ検討していきます。

## ② 鴨川地区

現在、鴨川幼稚園では4・5歳児の幼稚園教育を行っていますが、保護者の就労形態により幼稚園と保育園とに園児が分散している現状であり、すべての4・5歳児が幼稚園教育を受けることができるような環境造りを推進していきます。

実施方法は、幼稚園と保育園とがそれぞれ別の施設で教育及び保育を実施するいわゆる分離型として、幼稚園では4・5歳児の幼稚園教育と預かり保育を、保育園においては0歳児から3歳児までの保育と1歳児から3歳児までの預かり保育を行うこととします。

実施時期は、平成19年度の試行を経て、平成20年度に本格実施することを目途として推進していきます。

## ③ 長狭地区

地区の大山、吉尾及び主基の3幼稚園は、従来から5歳児のみの幼稚園教育を行ってきました。

このようなことから、4・5歳児が幼稚園教育を受けることができるような環境造りを推進するため、平成18年度に吉尾保育園をメイン施設として、必要な施設を増築することにより幼保が一体となった複合施設としての運営を試行として実施、4歳児の幼稚園教育と4・5歳児の預かり保育を新たに実施しました。

平成19年度は、試行を継続することとし、平成20年度には3幼稚園を統合、小中一貫校設置後に吉尾小学校を改修のうえ、地区の0歳児から5歳児の教育、保育を継続的・一体的に実施する複合施設として運営していくこととします。

また、将来的には認定こども園への移行も視野に入れ検討していきます。

## ④ 小湊地区

小湊幼稚園は、長狭地区と同様に、従来から5歳児のみの幼稚園教育を行ってきました。

このようなことから、4・5歳児が幼稚園教育を受けることができるような環境造りを推進するため、平成19年度に試行、平成20年度に本格実施することを目途として、新たに4歳児の幼稚園教育と4・5歳児の預かり保育を実施していきます。

また、地区にある小湊幼稚園とひかり保育園の2園は、隣接した場所に設置されていることから、両施設を地区の0歳児から5歳児の教育、保育を継続的・一体的に実施する複合施設として運営することとします。

## 統合中学校施設計画（案）

- 1 計画地 千葉県鴨川市 和泉 地先
  
- 2 計画地面積 約46,000㎡
  
- 3 計画施設概要《詳細は統合中学校建設のコンセプトを参照》
  - (1) 校舎・・・3階建て（延べ面積8,700㎡を想定）  
普通学級18、特別支援学級3、特別教室等
  
  - (2) 体育館・・・バスケットボールコート2面  
（クラブハウス等含め1,800㎡を想定）
  
  - (3) 格技館・・・平屋建て（660㎡を想定）
    - ① 柔道場1面
    - ② 剣道場1面
  
  - (4) グラウンド
    - ① トラック300m（内側にサッカーコート）
    - ② 野球場1面（両翼90m）
    - ③ テニスコート（4面）
    - ④ 体育倉庫
    - ⑤ 更衣室兼部室
  
  - (5) 自転車置き場（駐輪場）・・・500台程度のスペース
  
  - (6) 駐車場（スクールバス用ロータリー含む）・・・100台程度のスペース

# 統合中学校建設のコンセプト

平成19年8月31日  
鴨川市教育委員会

豊かな自然と伝統文化が活かされたふるさと鴨川のまちづくりを創造する生徒をはぐくむ学校

～豊かな自然環境と共生するとともに、

## 学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校～

太平洋の大海原を臨み、嶺岡と清澄の両山系に囲まれた田園地帯にある学校で、恵まれた自然や伝統文化、地域の教育力を活かした特色ある教育を推進することにより、創造性と実行力のある活力に満ちた生徒の育成をめざす。

生徒一人ひとりが生き生きと学校生活を送る中で、**次代を拓く「生きる力」**を身につけられるよう、

- 1 敷地を最大限に有効活用し、ゆとりある学習や生活、運動などができる活動空間を創出する。**
- 2 立地条件を十分に活かし、採光や採風に努める。**
- 3 雨水の有効利用や太陽光発電の導入などにより、環境への負荷を最小限度にする建物（エコスクール）とする。**
- 4 校舎の基本的な構造は、鉄筋コンクリート造の打ち放し仕上げとする。**
- 5 内部の造作に木材を多用し、温かみと潤いのある空間を造り出す。**
- 6 外部はシンプルな構造の外断熱とし、省エネルギーの施設とする。**
- 7 屋根の構造は、防水効果や景観を考慮し、勾配屋根を基本とする。**

施設設備については、安全で安心なまちづくりを推進する鴨川市として、生徒が安全で安心な生活をするように配慮する。そして、学び育った地域を愛し、豊かな心でたくましく生き抜く生徒を育成する「**小中一貫教育の教育課程構想**」が実現できるよう、

- 1 図書室や特別教室を充実させるとともに、そのスペースを十分に確保し、配置を工夫する。**
- 2 エレベーターを設置するなど、障害のある人にやさしいバリアフリーの施設とする。**

# 施設構想の概要

## 1 校舎の全体構想

- \* 3階建ての校舎とする。
- \* 650人～700人の生徒がゆとりを持って学習・生活できる校舎とする。
- \* 各学年に必要な普通教室等が、それぞれの階におさまるように配置する。

### (1) 普通教室（18教室）を各階に配置する。

- ①スペースを広くとった、ゆとりの空間がある教室構造とする。
- ②床等に木材を多用し、温かみと潤いのある室内環境を作る。
- ③生徒個人の持ち物（ヘルメット、靴、教科書等学習用具、スポーツバッグなど）をすべて収納できる大きなロッカーを設ける。
- ④前面と背面のスペースを確保し、掲示ができるよう壁面の材質を工夫する。
- ⑤教室内の様子が廊下から見えるような造りとなるよう、廊下側の壁面を工夫する。
- ⑥前面の黒板は、可動式とする。背面に黒板は設けない。
- ⑦教室内に「学級文庫」として機能する本棚を設置する。
- ⑧教室の前面の左側に、教師用の本棚や書類等の収納戸棚を設置する。

### (2) 学年職員室（3室）を各階に配置する。

- ①各階の中央付近に学年室を配置する。
- ②学年室の様子が廊下から見えるような造りとする。
- ③学年室内に本棚や収納用の戸棚を設置する。

### (3) 少人数指導等のための教室（3教室）を各階に配置する。

- ①各階に1教室配置する。
- ②生徒数の増員時は普通教室に転用できるように配慮する。

### (4) 多目的室（ホール）を配置する。

- ①学年集会や総合的な学習に使用できるスペースを確保する。
- ②生徒会活動や地域住民との交流活動等で活用できるようにする。
- ③多目的室（ホール）は、部活動（卓球部など）でも使用できるよう、倉庫を設置する。
- ④生徒数の増員時は普通教室に転用できるように配慮する。

### (5) 教育相談室（3室）を各階に配置する。

- ①1階の教育相談室は、スクールカウンセラーが使用し、教職員・保護者・生徒等が相談する部屋として、配置を考慮する。
- ②保健室の近くに設ける。
- ③2, 3階の教育相談室は、生徒と教職員が相談しやすくなるよう、配置を考慮する。

**(6) 生徒更衣室（男女各3室）**を各階に配置する。

- ①生徒更衣室は広くし、採光・採風などを工夫する。
- ②生徒更衣室のロッカーは大きめのものを機能的に設置する。
- ③生徒更衣室の近くにトイレや手洗い場を設ける。

**(7) 教材教具等の管理室・印刷室（3室）**を各階に配置する。

- ①スペースをとり、材料の保管や印刷等の作業ができるようにする。
- ②学年職員室の隣か近くに配置する。
- ③資料、教材教具を保管、収納するための棚等を機能的に設置する。

**(8) 生徒用便所（男女別）**を各階に**利用者や必要数量に応じて**配置する。

- ①**便所**は、採光と採風を考えた明るく清潔で機能的な構造とする。
- ②各階の**生徒用便所は必要数量に応じて**設置する。
- ③和式と洋式の便器を生徒数に応じて設置する。
- ④便所のドアは設けず、外から見えないような構造とする。
- ⑤節水を考えたシンプルな、水仕舞いのよい洗面台とし、前面にはできるだけ大きな鏡を設置する。
- ⑥生徒用便所に隣接して、**障害のある人にやさしい構造を持った便所**を設ける。
- ⑦清掃用具を格納するスペースを確保する。
- ⑧**生徒数に応じた手洗い場**を各階に配置する。
  - ・美しく清潔感のある**手洗い場**を設ける。
  - ・便所や生徒更衣室、教室の近くに設ける。
  - ・節水を考えた蛇口を備えた、水仕舞いのよい手洗い場を設置する。
  - ・手洗い場は、水を飲んだり、歯磨きをしたりできるような造りとする。

**(9) 特別支援教室（3教室）**

- ①支援を受けやすい一番よい場所に配置する。
- ②保健室及びトイレとの導線を配慮する。

## **2 特別教室等の構想**

\* **機能の充実を図るとともに、スペースの確保と教室配置を工夫することにより、「小中一貫教育の教育課程」を実現する。**

\* **各特別教室の機能等を重視した設計と配置とするとともに、採光と採風を考える。**

\* **各部屋の機能を考えた空調、照明、防音、水道設備等を整える。**

①コスト削減を考えた**空調、照明**に関わるコントロールシステムを工夫する。

- ・保健室、図書室、パソコン室、職員室、校長室、会議室、視聴覚室等には、空調設備を整える。

②節水を考えた、**水仕舞いのよい水道設備**を整える。

- ・特別教室等の機能に応じた水道設備の場所と蛇口の数を考える。

\* **各部屋等やその近くに、清掃用具がきちんと収納できるような小部屋や格納庫などを設ける。**

①各部屋の清掃用具の種類や数に応じた大きさの格納場所を考える。

### (10) 図書室 (1室)

- ①図書室を校舎の中央部に配置して、閲覧室と読書室の環境を整え、学習センターとしての機能を果たす。
  - ・校舎の中心に図書室が配置されるように工夫する。
  - ・図書室は普通教室の4倍以上の広さを確保し、書架や閲覧場所をゆったりとり、多目的に使えるように設計する。
  - ・木材を多用するとともに、採光と採風に十分配慮し、明るく温かい環境の中で、読書や学習ができるようにする。
  - ・図書等の情報を得るため、生徒数に応じたパソコンを図書室内に設置する。

### (11) 司書室・学習相談室 (1室)

- ②パソコン室と隣接させ、的確な情報収集による調べ学習等の充実を図る。
- ③司書室 (兼学習相談室) や図書倉庫の機能を持った部屋を併設する。

### (12) 第1・2・3理科室 (各1室)

#### (13) 理科準備室 (1室)

- ①各理科室の隣に理科準備室を設ける。
- ②生徒の掌握や指導の徹底のため、正方形に近い形の教室にする。
- ③安全対策として、教室の出入り口は二つ以上作る。
- ④4人程度の小グループ用テーブル (水道・ガス付) を設置する。
- ⑤実験器具を収納できる棚や引き出しを側面や背面に設置する。
- ⑥収納できる大型スクリーンを設置する。

#### (14) 第1音楽室 (1室)

#### (15) 第2音楽室 (1室)

#### (16) 音楽準備室 (1室)

- ①床は木製がよい。
- ②楽器を保管するための場所を十分に確保する。
- ③天井等の音響効果や防音を考えた設計とする。
- ④大型スクリーンとプロジェクター、その効果を高める暗幕も設置をする。
- ⑤第2音楽室には、グランドピアノ等の大型楽器を配備する。

### (17) 美術室 (1室)

#### (18) 美術準備室 (1室)

- ①水を多量に使うので、流しを十分にとり、蛇口 (10程度) も多く設ける。
- ②流しのごみが簡単に取り除けるような設備が必要となる。
- ③コンセント (6箇所程度) を多めに設置するとともに、電動のこぎり等を使用するためのスペースを確保する。
- ④大型スクリーンとプロジェクター、その効果を高める暗幕も設置をする。
- ⑤美術室として2教室分のスペースがあると、制作等の作業が効率的に行える。

⑥準備室等に作品を保管するスペースを確保したい。

**(19) 被服室 (1室)**

**(20) 調理室 (1室)**

**(21) 家庭科準備室 (1室)**

- ①被服室は、ミシンが収納できるコンセントのついたテーブルを8台設ける。
- ②被服室の両サイドに棚を設置し、アイロンがかけられるようにする。棚の下にはアイロンが収納できるように工夫する。
- ③被服室の後部には、ショーケースを設置し、作品が展示できるようにする。
- ④調理室の面積は、最低でも普通教室の1.2倍以上とする。
- ⑤調理室には、ガスオーブンのついた調理台を9台入れる。テーブルの下には鍋等を収納できるようにする。
- ⑥調理室の片側には手洗い場を設置する。
- ⑦調理室の側面や後部には収納棚を設ける。

**(22) 金工室 (1室)**

**(23) 木工室 (1室)**

**(24) 技術科準備室 (1室)**

- ①木工と金工ができるスペースを確保するか、2教室に分ける。
- ②作業中の音を考慮した教室の配置を考える。
- ③作業用の工具等を収納する棚を多く設置する。
- ④教材や作品等のほか、危険物の保管のため準備室を確保する。

**(25) パソコン室 (1室)**

- ①多量のパソコンを設置するため、熱を発生するので、空調設備を整える。
- ②普通教室、特別教室、保健室、図書室、職員室等と**パソコン教室からの校内LANを結ぶ。**

**(26) 生徒会室 (1室)**

- ①クラス代表や役員等で会議ができるように椅子や机はもちろん、黒板等も設置する。
- ②パソコンやプリンターを常設し、生徒会の情報が校内に発信できるようにする。〔校内LANと接続〕

**(27) 保健室 (1室)**

- ①保健室は、1室配置する。
  - ・グラウンドからのアプローチや救急車両の導線に配慮する。
  - ・職員室(事務室)や教育相談室に隣接させる。

**(28) 職員室・事務室 (1室)**

- ①校長室と隣接して設け、校庭を一望できるように配置する。
- ②職員室の中に事務室〔1教室分〕のスペースを確保する
- ③事務職員が玄関を見通せる位置で仕事ができるようにする。

④事務職員の周囲に、スペースを確保し、書類の保管をしたり、パソコンを設置したりする。

**(29) 校長室・応接室 (1室)**

- ①校長室は、応接室を兼ねるので、1教室分のスペースが必要となる。
- ②校長室は職員室と隣接して設ける。

**(30) 職員・来賓用便所 (男女各1室)**

- ①職員室、校長室・応接室、職員更衣室の近くに配置する。

**(31) 職員更衣室・休憩室 (男女各1室)**

- ①更衣のためのロッカーを設置する。
- ②シャワールームを配置する。

**(32) 営繕室・用具保管倉庫 (1室)**

- ①職員室の近くに設ける
- ②スペースをとり、作業用の工具や機械類が保管できるように部屋を作る。

**(33) 放送室・スタジオ (1室)**

- ①職員室の近くに設け、校庭を一望できるように配置する。

**(34) 会議室 (1室)**

- ①PTAや各種団体の会議にも活用できる広さと機能を備えた部屋とする。
- ②1階の生徒用昇降口の近くに配置する。

**(35) 視聴覚室 (1室)**

- ①空調や防音が施された部屋にする。
- ②視聴覚機材がいつでも使えるように機能的な設計とする。

**(36) 用務員室と給湯室 (1室)**

- ①職員室内または職員室近くの部屋に給湯室や流しを設置する。
- ②職員室の中や事務職員の執務場所の近くに設ける。
- ③接客がしやすい場所に設置する。

**(37) 特別教室近くに生徒用便所 (各階2室・男女別)**

**(38) 給食用配膳室 (3室)・エレベーター (1基)**

- ①各階に1室配置し、衛生管理のため手洗い場等も設ける。
- ②1階の配膳室は、スペースを確保する。

**(39) 生徒用昇降口 (約700人が使用)**

- ①職員室や学年室から見通せる場所に設ける。

- ②一部バリアフリーとし、障害をもった人に配慮した造りとする。
- ③廊下や玄関ドアとの関係から、水や土、砂の処理がしやすい構造とする。
- ④駐輪場から近い場所に設ける。

#### (40) 正面玄関

- ①来校者を迎える玄関として設計し、一部バリアフリーとし、障害をもった人に配慮した造りとする。

#### (41) 職員用玄関（約50人が使用）

- ①来校者を迎える玄関のほかに、通用口として職員が日常的に使用する玄関を設ける。
- ②生徒用昇降口に近い場所に設ける。

#### (42) エレベータを適切な箇所に1基配置する。

- ①障害をもつ生徒等が使用する。

#### (43) 廊下、階段等

- ①廊下はできるだけ広く、多目的に使えるスペースとして確保する。
  - ・廊下は木床とする。
  - ・教室以外の廊下の壁面は、掲示ができるようなスペースを確保し、その材質を工夫する。
- ②階段もできるだけ広くとり、手摺等を設置する。
  - ・踊り場も広くし、採光・採風などを工夫する。
  - ・踊り場には姿見の鏡を設置する。
- ③生活する生徒の導線等を考慮して、適切に配置する。

### 3 運動施設の構想

- \* 自然環境と敷地を最大限に活かした運動施設と空間のなかで活動する。
- \* 体育館や格技館等を平屋建てとし、校舎からの連絡を容易にする。

(1) 体育館（屋内運動場）は正規のバスケットボールコートが最低2面取れる広さを確保する。

- ①校舎からの連絡も容易であるとともに、地域への開放や避難場所としての機能も考慮した設計とする。
- ②放送設備や照明設備など一括コントロールできる部屋を設ける。
- ③大会運営ができるような多目的な部屋を設ける。
- ④学校の運動用具と一般開放のための運動用具等が格納できる機能的な倉庫を設ける。

- ⑤清掃用具を収納する部屋を設ける。
- ⑥行事等に必要な椅子や机を格納するスペースや倉庫を設ける。
- ⑦トイレはバリアフリーにし、玄関とフロアの両方から使えるようにする。
- ⑧障害をもった人が使えるトイレも設ける。
- ⑨部活動の生徒のための更衣室兼部室を設ける。
- ⑩大会や行事などの参観者のためのギャラリーを設ける。
- ⑪体育館の機能等を重視した設計と配置とするとともに、採光と採風を考える。

**(2) 格技館(柔・剣道場)**は1フロアで、同時に練習等ができる広さを確保する。

**(3) 卓球場は校舎内の1階多目的室・ホールと併用する。**

#### 《体育館、格技館》

- ①運動用具や清掃用具等を収納する部屋を設ける。
- ②部活動の生徒のための更衣室兼部室を設ける。
- ③多目的に活用できるように、設計する。
- ④それぞれの玄関には、トイレを設ける。

**(4) 1周300メートルのトラック**を整備する。

**(5) 両翼90メートルの野球場**を確保する。

**(6) テニスコート**を最低でも**4面**確保する。

#### 《グラウンド》

- ①トラック内に**サッカーコート**が設置できるようにする。
- ②水はけのよいグラウンドにする。
- ③**スプリンクラーを設置**するなどして、砂塵が舞い上がらないような設備を整える。
- ④走り幅跳びなどに使う**砂場や高鉄棒**などは、トラックの外に設置する。
- ⑤テニスコートには人工芝を使う。
- ⑥**職員室から、生徒が安全で安心な生活ができているか、一望できるように、**トラック・野球場・テニスコート・部室・体育倉庫などを配置する。
- ⑦屋内外の両方から使えるトイレを設ける。
- ⑧部活動の生徒のための更衣室兼部室を設ける。

## **4 付属施設等の構想**

**\* 統合中学校としての機能を確保しつつ、安全安心な学校と、地域に開かれた学校を両立する。**

- (1) 駐車場**は、職員、来客用の外に、大会開催も考慮し、大型バスの駐車スペースも確保する。併せて、スクールバスを運行した場合スムーズに回転できるロータリーも備える。
- (2) 駐輪場**は、現鴨川中学校区の生徒がすべて駐輪できるスペースを確保する。
- (3) 学校敷地**は、周囲をフェンスで囲みセキュリティーを確保するとともに、体育館等の施設開放を行っても、セキュリティーが確保される工夫をする。
- (4) 敷地北側に隣接する道路は、歩道を設置し通学の安全を図る。**